

# 白山国立公園

## 公園計画書

(公園計画の一部変更)



# 目 次

1 変更理由	17
2 規制計画	
(1) 保護規制計画	18
ア 特別地域	18
(ア) 第2種特別地域	20
(イ) 第3種特別地域	24
イ 面積内訳	36
(ア) 地域地区別土地所有別面積	36
(イ) 地域地区別市町村別面積	38
3 事業計画	
(1) 利用施設計画	40
ア 集団施設地区	40
イ 単独施設	48
ウ 道路	50
(ア) 車道	50
(イ) 歩道	50
4 参考事項	
(1) 指定植物	69
(2) 過去の経緯	73
(3) 公園区域	74
(4) 保護計画	76
ア 保護規制計画	76
(ア) 特別地域	76
a 特別保護地区	78
b 第1種特別地域	85
c 第2種特別地域	88
d 第3種特別地域	96
(イ) 面積内訳	102
a 地域地区別土地所有別面積	102
b 地域地区別市町村別面積	104
(5) 事業計画	106
ア 保護施設計画	106

イ	利用施設計画	108
	(ア) 集団施設地区	108
	(イ) 単独施設	112
	(ウ) 道路	118
	a 車道	118
	b 歩道	120
ウ	生態系維持回復計画	126
	(ア) 生態系維持回復事業	126

## 1 変更理由

白山国立公園は、富山県、石川県、福井県及び岐阜県の県境をまたいでそびえる白山連峰を中心として昭和37年11月に指定された。その区域は北はブナオ峠より南は大日ヶ岳まで南北約40km、東西約30kmにわたる山岳地帯からなる。本公園は高山植物の宝庫として知られ、原生的な景観を有する標高約300m～2,700mにわたる山岳公園として、登山を主体とした利用がされている。

本公園の公園計画等については、昭和53年3月に全般的な見直し（再検討）、昭和61年9月に第1次点検、平成7年12月にみどりのダイヤモンド計画に伴う公園計画の一部変更、平成21年10月に第2次点検が行われている。

今回、平成22年10月に公表された「国立・国定公園総点検事業」において白山国立公園隣接地域が生態系の観点から重要な地域として評価されたことを踏まえ、すぐれた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全及び越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全を目的に、編入する公園区域の公園計画を定めるとともに、これに合わせて現公園区域の公園計画の一部変更を行うものである。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

#### ア 特別地域

特別地域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	福井県勝山市 北谷町の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>本区域は、取立山、大長山、赤兎山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,700mの山に囲まれており、九頭竜川に合流する滝波川の最上流部に当たる。原生の状態が保たれた日本海型ブナ自然林、福井県下で最大規模のリュウキンカ群落が見られる湿地が存在し、イヌワシ及びクマタカといった大型猛禽類、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ及びホンドオコジョ並びにその他の大型哺乳類が確認されている等既存の公園区域と同等の資質を持つことから、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全を図るとともに、越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全及び適正な利用を図るために、白山国立公園への編入に伴い、特別地域に指定する。</p>	<p>2,200ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 2,200ha 〕</p>
<p>変更部分面積計</p>	<p>2,200ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 2,200ha 〕</p>
<p>変更前特別地域面積</p>	<p>47,700ha</p> <p>〔 国 31,884ha 公 5,071ha 私 10,745ha 〕</p>
<p>変更後特別地域面積</p>	<p>49,900ha</p> <p>〔 国 31,884ha 公 5,071ha 私 12,945ha 〕</p>

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1-1	拡張	特別地域の拡張	小原	福井県勝山市 北谷町の一部
2	拡張	第3種特別地域からの振替	小原	石川県白山市内 国有林石川森林管理署48林班から 49林班までの各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)						
<p>本区域は、今回拡張する区域の外縁に当たる取立山、大長山、赤兎山、大舟山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,700mの稜線沿いの区域、越前禅定道線道路（歩道）及び小原峠線道路（車道）の両側の区域である。原生の状態が保たれた日本海型ブナ自然林、福井県下で最大規模のリュウキンカ群落が見られる湿地が存在し、イヌワシ及びクマタカといった大型猛禽類、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ及びホンドオコジョ並びにその他の大型哺乳類が確認されている等既存の公園区域と同等の資質を持つことから、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全、越前禅定道線道路（歩道）、伏拝経ヶ岳線道路（歩道）、経ヶ岳赤兎山線道路（歩道）、小原三ノ峰線道路（歩道）や小原峠線道路（車道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、白山国立公園への編入に伴い、第2種特別地域に指定する。</p>	<p style="text-align: right;">651ha</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">651ha</td> </tr> </table>	〔 国	0ha	公	0ha	私	651ha
〔 国	0ha						
公	0ha						
私	651ha						
<p>本区域は、赤兎山から、小原峠、大長山等の標高約1,500m～約1,700mの稜線を経て取立山に至る登山道の東側に位置する。主に、チシマザサ－ブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジ－ミズナラ群集の二次林が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、板谷の頭<small>いただに かしら</small>から大長山を経て小原峠に至る加越国境線道路（歩道）、小原三ノ峰線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p style="text-align: right;">55ha</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">55ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">0ha</td> </tr> </table>	〔 国	55ha	公	0ha	私	0ha
〔 国	55ha						
公	0ha						
私	0ha						

3	拡 張	第 3 種 特 別 地 域からの振替	小原	<p>福井県大野市内          国有林福井森林管理署1007林班か          ら1008林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市内          国有林福井森林管理署1042林班か          ら1045林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市          平泉寺町の一部</p>
---	-----	-----------------------	----	--

<p>本区域は、赤兎山から大舟山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,600mの稜線を経て三頭山に至る登山道の南側に位置する。法恩寺山から東側の稜線は、チシマザサーブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジミズナラ群集の二次林が優占しており、法恩寺山から西側は、スギ等の植林地が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、越前禅定道線道路（歩道）、伏拝経ヶ岳線道路（歩道）、経ヶ岳赤兎山線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p>228ha</p> <table border="0"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">143ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">85ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	143ha	公	0ha	〕	私	85ha	〕
〔	国	143ha								
公	0ha	〕								
私	85ha	〕								
<p style="text-align: center;">変更部分面積計</p>	<p>934ha</p> <table border="0"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">198ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">736ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	198ha	公	0ha	〕	私	736ha	〕
〔	国	198ha								
公	0ha	〕								
私	736ha	〕								
<p style="text-align: center;">変更前第2種特別地域面積</p>	<p>7,469ha</p> <table border="0"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">4,717ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">425ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">2,327ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	4,717ha	公	425ha	〕	私	2,327ha	〕
〔	国	4,717ha								
公	425ha	〕								
私	2,327ha	〕								
<p style="text-align: center;">変更後第2種特別地域面積</p>	<p>8,403ha</p> <table border="0"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">4,915ha</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">425ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">3,063ha</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	4,915ha	公	425ha	〕	私	3,063ha	〕
〔	国	4,915ha								
公	425ha	〕								
私	3,063ha	〕								

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1-2	拡張	特別地域の拡張	小原	福井県勝山市 北谷町の一部
2	削除	第2種特別地域への振替	小原	石川県白山市内 国有林石川森林管理署48林班から 49林班までの各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>本区域は、取立山、大長山、赤兎山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,700mの山に囲まれており、九頭竜川に合流する滝波川の最上流部に当たる。原生の状態が保たれた日本海型ブナ自然林、イヌワシ及びクマタカといった大型猛禽類、環境省及び福井県のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されているヤマネ、ホンドオコジョやその他の大型哺乳類が確認されているなど、既存の公園区域と同等の資質を持つことから、優れた自然の風致を有する自然林の保全、隣接する公園区域と一体となる風致の保全、越前禅定道の歴史文化と一体となった風致の保全を目的に、白山国立公園への編入に伴い、第3種特別地域に指定する。</p>	<p>1,549ha</p> <p>〔 国 0ha 公 0ha 私 1,549ha 〕</p>
<p>本区域は、赤兎山から、小原峠、大長山等の標高約1,500m～約1,700mの稜線を経て取立山に至る登山道の東側に位置する。主に、チシマザサ―ブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジ―ミズナラ群集の二次林が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、板谷の頭<small>いただに</small>から大長山を経て小原峠に至る加越国境線道路（歩道）、小原三ノ峰線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p>△55ha</p> <p>〔 国 △55ha 公 0ha 私 0ha 〕</p>

3	削 除	第 2 種 特 別 地 域への振替	小原	<p>福井県大野市内          国有林福井森林管理署1007林班か          ら1008林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市内          国有林福井森林管理署1042林班か          ら1045林班までの各一部</p> <p>福井県勝山市          平泉寺町の一部</p>
---	-----	----------------------	----	--

<p>本区域は、赤兎山から、大舟山、法恩寺山等の標高約1,300m～約1,600mの稜線を経て三頭山に至る登山道の南側に位置する。法恩寺山から東側の稜線は、チシマザサーブナ群集が優占する日本海型ブナ自然林、オオバクロモジーマズナラ群集の二次林が優占しており、法恩寺山から西側は、スギ等の植林地が分布している。</p> <p>優れた自然の風致を有する自然林の保全、越前禅定道線道路（歩道）、伏拝経ヶ岳線道路（歩道）、経ヶ岳赤兎山線道路（歩道）等の利用施設沿線の風致の維持を図るため、第3種特別地域から第2種特別地域へ変更する。</p>	<p style="text-align: right;">△228ha</p> <p>〔 国 △143ha 公 0ha 私 △ 85ha 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更部分面積計</p>	<p style="text-align: right;">1,266ha</p> <p>〔 国 △198ha 公 0ha 私 1,464ha 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更前第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">19,792ha</p> <p>〔 国 12,415ha 公 1,794ha 私 5,583ha 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更後第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">21,058ha</p> <p>〔 国 12,217ha 公 1,794ha 私 7,047ha 〕</p>

